

第百十二回国会 参議院 総務委員会 会議録 第四号

令和五年十二月五日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

十一月二十九日

辞任

吉井 章君

補欠選任

中西 祐介君

十二月四日

辞任

吉川 沙織君

補欠選任

鬼木 誠君

西田 実仁君

横山 信一君

十二月五日

辞任

横山 信一君

補欠選任

竹内 真二君

出席者は左のとおり。

委員長

新妻 秀規君

理事

浅尾慶一郎君

柘植 芳文君

松下 新平君

小沢 雅仁君

山本 博司君

委員

井上 義行君

中西 祐介君

長谷川英晴君

馬場 成志君

藤川 政人君

船橋 利実君

牧野たかお君

山本 順三君

鬼木 誠君

岸 真紀子君

野田 国義君

竹内 真二君

横山 信一君

音喜多 駿君

高木かおり君

竹詰 仁君

伊藤 岳君

齊藤健一郎君

浜田 聡君

広田 一君

鈴木 淳司君

渡辺 孝一君

馬場 成志君

小森 卓郎君

荒井 透雅君

須藤 明夫君

阿部 知明君

藤田清太郎君

山越 伸子君

山野 謙君

笠置 隆範君

池田 達雄君

小笠原陽一君

総務省情報流通
行政局郵政行政
部長

玉田 康人君

総務省総合通信
基盤局長

今川 拓郎君

消防庁次長

五味 裕一君

厚生労働省大臣
官房審議官

梶原 輝昭君

資源エネルギー
庁資源・燃料部
長

定光 裕樹君

国土交通省大臣
官房審議官

舟本 浩君

国土交通省大臣
官房審議官

楠田 幹人君

環境省大臣官房
政策立案総括審
議官

大森 恵子君

参考人

日本郵政株式会
社常務執行役

市倉 昇君

日本放送協会会
長

稲葉 延雄君

日本放送協会専
務理事

小池 英夫君

日本放送協会展
示

安保 華子君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信
及び郵政事業等に関する調査

(政治資金収支報告書の不記載問題に関する件)

(地方公共団体における脱炭素の取組に関する
件)

(公共事業を受注する建設業における時間外労
働の上限規制への対応に関する件)

(第三種郵便物制度の適正な運用に関する件)

(日本放送協会の受信料不払への対応に関する
件)

(万ソリン等価格高騰対策に関する件)

○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を
改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新妻秀規君) ただいまから総務委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、吉井章さん、西田実仁さん及び吉
川沙織さんが委員を辞任され、その補欠として中
西祐介さん、横山信一さん及び鬼木誠さんが選任
されました。

○委員長(新妻秀規君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信
及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員
会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官
須藤明夫さん外十五名を政府参考人として出席を
求め、その説明を聴取することに御異議ございま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 参考人の出席要求に関す
る件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信
及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員
会に、理事会協議のとおり、日本郵政株式会社常
務執行役市倉さん外三名を参考人として出席を
求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

う決定いたします。

○委員長(新妻秀規君) 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田国義君 立憲民主党・社民の野田国義でございます。

いよいよ、この臨時会もあと一週間足らずとなっております。しっかりと国民に説明責任を、また真実を明らかにするために頑張っていかなくちゃいけないと思いますので、そういう思いで質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、NHK会長もおいでいただいておりますが、取材メモのネット流出問題ですね、事実確認、それから調査内容、現状についてお尋ねしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○参考人(稲葉延雄君) 今御指摘の今回の問題でございませけれども、取材対象者との信頼関係を損なうだけでなく、NHKに対する視聴者の皆様からの信頼を損なう、あつてはならないことで、深くおわびを申し上げたいと思っております。厳正に対処したいというふうに思っております。

この事案では、NHKの首都圏局の記者が取材したインタビューの内容メモとニュース企画の提案書がインターネット上に流出したものでございます。いずれも、ニュースの取材、制作の専用端末に登録したものが、この端末にアクセスできる派遣スタッフが自分が流出をさせたと認めてございます。この派遣スタッフには、契約先のNHKの子会社が業務上の情報が記録された書類などを許可なく社外に持ち出さないことを定めた誓約書を提出させておりましたが、派遣スタッフは自らのアクセス権限の範囲内で閲覧し、これを印刷したものでございます。派遣スタッフは、興味本位でやった、大変なことをしてしまい申し訳ないなどと話してございます。NHKはインタ

ビューに協力していただいた方におわびを申し上げます。

ニュースの取材、制作の専用端末に登録されていた文書が流出したことを受けて、端末へのアクセス権限の管理体制を見直し、強化してまいります。職員やスタッフに付与しているアクセス権限が適切か、既に一部で見直しを始め、全国に緊急点検を行った上で、抜本的な対策を行い、このような事態が二度と起こらないよう、再発防止を徹底していきたいと考えてございます。

○野田国義君 今会長の方から話があつたようなことが起こつたということでありませけれども、それで、基本的に情報源の秘匿性というのは取材の基本でありますし、また報道機関としてのNHKの倫理がどのようになっているのか、ちよつと詳しくお話を聞きたいと思ひます。

○参考人(稲葉延雄君) 今御説明いたしましたように、NHKが収集しました報道関係の情報、これは非常に大切なものでございます。したがいまして、これに対するアクセスというのは、必要最小限、取材、あるいは、等の結果として集められた情報をどう番組に反映させるかというための非常に重要な情報でございませ。これのアクセスについては厳しく徹底することによって、万が一にでもこうした情報がリークしないように、制度的にきちんとした体制を整備していきたいというふうに考えてございます。

○野田国義君 こういうことがないように、しっかりとNHK内で指導というか倫理も確立していただきたいと思ひますので、よろしくお願いをいたします。

では、会長、もうこれ、ここで結構でございますので、御退室ください。

○委員長(新妻秀規君) 日本放送協会稲葉会長におかれましては、退席いただいて結構でございます。

○野田国義君 今世間を騒がせております、またでございますけれども、政治とお金の問題、本当に次から次にこの政治とお金の問題が出てくるわ

けでございますので、しっかりとちよつとこの辺りのところをお聞きしたいと思ひますところでございます。

そこで、まず大臣規範ですね、これ御承知のとおり、大臣規範はパーティーの開催の自粛の項目があるわけでございまして、その中で、総理、岸田総理は、一回の収入が一千万を超えている政治資金パーティーを二〇二三年に六回も開催をし、合計で約一億五千万を集めたということでございまして、私も本当に驚いているわけでございませ。

果たして、趣旨を踏まえた適切な判断と言えるのかどうか、内閣府に所見をお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(須藤明夫君) お答え申し上げます。

大臣等規範は、公職にある者としての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信頼を確保する観点から、内閣総理大臣その他の国務大臣等が自ら律すべき規範として定められたものです。

同規範においては、政治資金の調達を目的とするパーティーで、国民の疑惑を招きかねないような大規模なものの開催は自粛することとされております。国民の疑惑を招きかねないような大規模なものに当たるか否かの具体的な基準は特に定められておらず、各国務大臣等が大臣等規範の趣旨を踏まえて適切に判断いただくべきものと考えております。

○野田国義君 これ、大きいパーティー、小さいパーティーにかかわらず、やはりどうしても、これ利権というか利益誘導と申しますかね、そういうことにつながるわけですよね。

例えば、いろいろ報道されておりますように、岸田総理が医師会から一千四百万ですか、もの政治献金を受けているとか、そういう問題は、必ずその政策に私はどうしてもこれ反映するといふか、なつていくんじゃないかな。ある意味では、政治家にとつては弱み的な部分として、要求されたら何も言えないというような、政策判断ま

でこれゆがめるということになるうと思ひますので、この辺りのところはしっかりと、閣議というか、決めているわけでありませので、しっかりと守つていくということが私は国民あるいはこの議会に対する説明責任にもつながっていくと思ひますので、よろしくまたお願いをしていきたいと思ひます。

それから次に、この趣旨を踏まえた、閣僚ですね、各大臣、明確に制限、議論が必要であらうかと思ひますけれども、鈴木大臣はこのことについて、大臣はまだ開催を、なつたばかりということもあつて開催はされていなかと思ひますけれども、こういう、総理自ら、本当だつたら範を示さなくちゃいけないわけですよね、総理大臣が。しかし、六回も、総理になられて開催をされているといううなことを踏まえて、どうお思ひになっているか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木淳司君) お答えをします。

大臣規範等は、政治家であつて国務大臣等の公職にある者としての清廉さを確保し、政治と行政への国民の信頼を確保する観点から、国務大臣等が自ら律すべき規範として定められたものと承知をいたしております。

大臣等規範におきましては、政治資金パーティーにつきまして具体的な基準が定められているものではありませけれども、大臣等規範を踏まえて各国務大臣等が適切に判断すべきものと承知いたしております。

以上です。

○野田国義君 本当に有名無実化していると言つても過言じゃないと思ひますので、是非とも、閣議等で鈴木大臣もこの話を是非とも総理に、またほかの閣僚の皆さんにもしていただきたい。やはり、自らを律していくということが政治にとつて非常に重要なことだと思ひますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。

それからまた、官房機密費の問題が馳知事の発言から出てきておるといふことでございますけれども、この官房機密費、なぜ、私もずつと、もつ

と少なくともいのかどうか、なくすことができないのかどうか、いろいろ思っているところではあります。

今、約十二億五千万ぐらいですが、がこの官房機密費にあるということでございますけれども、それで、どこに官房機密費が予算化されているのかということで、令和六年度の歳出概算要求ですか、ちよつと項目を調べてみたところ、〇五のこの報償費、二億三千四百四十一千円ですが、が出てきておりますけれども、ほかにはなかなか見当たらないんですね。だから、どこにその官房機密費があるのか、この必要性も含めて説明をお願いしたいと思っています。

○政府参考人(須藤明夫君) 内閣官房長官が取扱責任者である内閣官房報償費の令和五年度の予算額は約十二億三千万円でございます。そして、先生今御指摘があった令和六年度概算要求でございますが、これにつきましても、内閣官房として同額を要求しているところでございます。

それから、内閣官房報償費の必要性についてお尋ねがございました。

内閣官房報償費は、内政、外交を円滑かつ効果的に遂行するために、内閣官房長官のその都度の判断で機動的に使用する経費であると承知しております。

○野田国義君 この官房機密費、私、首長経験者でありますので、当然、市長交際費というのをメス入れてきました。これをメス入れるときに、一番重要というか、だったのは、もう今当たり前になつていますが、恐らく私、九州では初めに、一番最初ぐらいにしたいんですけれども、もう公開することですよね。もう公開することによって、結局、十六年弱、市長を務めさせていただきましたけれども、四分の一ぐらいにすることができました、市長交際費を。明らかにすることができ、そこに目が入る。ほとんどの今も自治体になつたと思ひますけれども、インターネットで公開されておりますよね。ですから、そういうことを経験した一人として、確かに、いろいろ言い訳

すれば、その市政運営のために必要なんだとかです、なかなか切りづらいものもありますけれども、しかし、これを国民の目にさらせば、本当にこれが必要なのか必要じゃないのかということ、よく分かるんですね。

ですから、そういう減額ができるということでは、全部なくせとは私も言いませんけれども、しかし、その十二億三千万ですか、これちよつとひどいんじゃないかなと思いますので、是非ともこれ、今後とも皆さんとともに考えていきたい、そしてまた、ただしていきたいと思つているところでございます。

それから、政治と金、まだいろいろなことがあるわけでございますけれども、御案内のとおり、自民党の派閥の政治資金問題、一億円、安倍派、裏金一億円、それから二階派も一億円超かというようなことで最近報道がなされてきているわけでありまして、鈴木大臣も安倍派ということをお聞きしているわけでありまして、このキックバックの問題ですね、鈴木大臣はもつたことがあるのかないのか、そのことも含めてお願ひしたいと思っています。

○国務大臣(鈴木淳司君) まず、個々の政治団体に關するお尋ねでありますけれども、これは政府の立場としてはお答えすることは差し控えるべきだと思ひますけれども、あえて私の所属する清和政策研究会に關して申し上げれば、今回の報道に關する取材に対して、塩谷座長は、これから事実關係を精査すると、こうコメントしていると承知しております、今後、事実確認の上、適切に対応されるものと認識しております。

私自身に關しましては、十二月一日の閣議後会見におきまして、キックバックを受け取つたことはないかということの御質問に對しまして、ありませんとお答えしたところでありますけれども、先ほど申し上げたとおり、派閥において事実確認の上、対応するものと認識いたしております。

○野田国義君 このキックバックの問題、キックバックは問題ないと私も思ふんです。普通やられ

ている、だから、それ以上売つたらということでは、それが政治団体と政治団体の中でやり取りしていたらいいわけでありまして、しかし、これが裏金として使われているというようなことが今騒ぎになっているということでございますので、本当にこれから大疑獄みたいな形で広まる可能性もあるということだろうと思ひます。

それで、連絡は、派閥からの連絡は、鈴木大臣、まだないんですね。

○国務大臣(鈴木淳司君) 繰り返しでありますけれども、個々の政治団体に關するお尋ねは、政府の立場でありますのでお答えすることは差し控えるべきだと思ひますけれども、清和政策研究会に關して申し上げれば、今回の報道に關する取材に對して、塩谷座長の方から、これから事実確認を精査するとコメントしているものと承知いたしております、今後、事実確認の上、適切に対応するものと認識しております。

○野田国義君 仮に事実としたり、修正申告に当然応じられるということよろしゅうございませうか。

○国務大臣(鈴木淳司君) 先ほど来答弁してまいすとお、塩谷座長、これから事実關係を精査するとコメントしておりますので、今後、事実確認の上、適切に対応するものと認識しております。

○野田国義君 それじゃ、仮にこのことが事実としたら、キックバックした派閥、いわゆる政治団体の責任、また政治家側の責任というものは問われないのでしょうか。その際、どの法令に抵触し、仮に罰則はどういったものになるのか、総務省にお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(笠置隆範君) 仮定のお尋ねでございます、また総務省として個別の事案について具体的な事実關係を承知する立場にはないので、お答えは差し控えてさせていただきます。

その上で、一般論として申し上げますと、政治資金規正法におきまして、政治団体の会計責任者は、毎年十二月三十一日現在で、政治団体に係る

その年の全ての収入、支出及び資産等の状況を記載した収支報告書を作成し、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならぬと規定をされております。故意又は重大な過失により、収支報告書に記載すべき事項を記載しなかつた者又は虚偽の記入をした者につきましては、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する旨の定めがございます。

いずれにいたしましても、個別の事案が法の規定に抵触するか否かにつきましては、具体の事実により判断されるべきものと考えます。

○野田国義君 別のケースも考えられると思うんですが。仮にパーティー券をノルマ以上に売り上げて、それを報告しなかつた場合はどうでしょうか。申告だけでいいのかわかるか。その際、どの法令に抵触し、仮に罰則はどのようなものか、総務省にお伺ひします。

○政府参考人(笠置隆範君) こちらも仮定のお尋ねでございます、また総務省として個別の事案につきまして具体的な事実關係を承知する立場にはございませんので、お答えは差し控えていただきますと思ひますが、その上で、一般論として政治資金規正法について申し上げますと、同法におきまして、政治団体の会計責任者は、毎年十二月三十一日現在で、政治団体に係るその年の全ての収入などを記載をいたしました収支報告書を作成をし、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出をしなければならぬと規定をされております。故意又は重大な過失によりまして、収支報告書に記載すべき事項を記載しなかつた者又は虚偽の記入をした者につきましては、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する旨の定めがございます。

いずれにいたしましても、個別の事案が法の規定に抵触するか否かにつきましては、具体の事実關係に即して判断されるべきものと考えております。

○野田国義君 これ、仮の話ということでありま

すが、十分これあり得ると思うんですね。結局、今問題になっているその裏金作りとしては、非常にこれやりやすいんですね。パーティー券をノルマ以上に売り上げて、それを派閥にも報告せずに、また自分の政治団体にも入れないというようなことで裏金化していくということもあり得ると思うところであります。

そこで、全体的なことをちょっと最後に鈴木大臣にお聞きしたいと思いますが、総務省がこの政治資金は所管しているということはもう言うまでもないわけでありまして、責任者として、この今の一連の問題、今私が言ったほかにも、いろいろ今政治とお金の問題がクローズアップされてまた問題になっているということでございますけれども、どのようにお考えになり、どのように対応しようと思っておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○国務大臣(鈴木淳司君) 個別の事案につきましても、具体的な事実関係に即して判断されるべきものでありまして、お答えは差し控えたいと思えますけれども、今回、野田委員の御質問でありましてけれども、総理の方からは、十一月二十二日の衆議院予算委員会におきまして、具体的な訂正内容等について各政治団体において適切に説明をできるだけ速やかに行ってもらおうという指示があったと聞いております。また、昨日、十二月四日の会見でありますけれども、官房長官からは、それぞれの政治団体の責任において必要な対応がなされていくものと考えておりますとの発言があったと承知いたしております。

個々の政治団体に関するお尋ねについて、政府にある立場としてお答えすることは差し控えるべきだと思えますけれども、あえて私の所属する清和政策研究会に関して申し上げますと、今回の報道に関する取材に対して、塩谷座長は、これから事実関係を精査すると、こうコメントしていると承知しております、今後、事実確認の上、適切に対応するものと考えております。

【参議院】

○野田国義君 こういう問題が非常に大きな問題として、今後、非常に大問題になる可能性があるというところがございますので、こういうことも含めて、きつかけとして、いろいろ国民にその政治とお金が疑念を持たせないような、そういう仕組みをしっかりとつくっていかなくてはならないと、そのように申し上げたいと思えます。

それで、話をちょっと変えさせていただきたいと思えます。

いわゆる地方議員のなり手不足でございます。ここが非常に今クローズアップされておるということですけれども、実を言うと、今日、私の地元福岡県の八女郡広川町、私の生まれ育ったところでございますけれども、ここが選挙の告示日ということでございまして、定数十三に十四人が出るんじゃないかと言われておったところでございましてけれども、どうも一人の方が選挙になるならもうやめておこうということみたいで無投票になる可能性があるとということでございまして、このところを少し議論をしたいと思えますけれども、私も本日に、市長時代から議員さんたち見ながら、この報酬の問題、いろいろと思ひもあつたわけでありまして、私の結果を言えば、私は、もう定数を減らしてもこの報酬を上げる、これが一番いいんじゃないかな、確かに、合併で三千三百からあつたのが千七百どがしこになったということで、その分報酬も上がったんでしようけれども、私の個人的な考えはそのように思っております。

で、ちょっと見てみますと、今言いました広川町、今日選挙告示の、そこが二十五万円なんです、報酬、そうすると、私が市長をしていたところが三十八万五千。今どのくらいですか、人口六万ちょっとですか。それから、久留米市、中核市ですよ、これが五十八万二千。それから、御承知のとおり、福岡市、北九州市が八十八万円。で、一番多いのが横浜市で九十五万三千円ということになっております。分岐点を見てみますと、どうもやっぱりこの六十万辺り、六十万辺りをも

らえれば何とか議員やれるよということを言うんじゃないか。今回、この広川の町議選に立候補している女性、立憲から立候補を、もう届け出たと思えますけれども、は、やっぱり女性じゃなかなか二十五万じゃきついなって御本人も言っていました。

ですから、この中核市以上、確かに、久留米市は十何人オーバードだったと思うんですよ。定数で、選挙戦があつた。この金額があれば、私は、いろいろお勤めされている方も辞めて議員に挑戦するとか、我々も市長会で、ふるさとに帰って市長になろうということも共同で執筆いたしましたけれども、そういう形が本当は一番いいんですよ。

東京なんかで、いわゆる他人の飯というか、いろいろな社会経験をして、ふるさとのために働こうという志を持った方々を多く出していかなくちゃいけないと思うんですけれども、この辺りのところをちょっとどのように思っているのか、そして政府はどういう対策をしてきたのか、お伺いしたいと思えます。

○政府参考人(山野謙君) お答えいたします。

総務省におきましては、令和元年六月からでございますけれども、地方議会・議員のあり方に関する研究会を立ち上げて、議員のなり手不足の要因と対応等について令和二年九月に報告書を公表いたしましたところでございます。同様の観点から、第三十二次の地方制度調査会においても議論がなされておるところでございます。

こうした中で、昨年十二月でございますけれども、議員立法により自治法の改正を行っていたところでございます。また、三十三次地方制度調査会におきまして、議会の在り方等について議論が行われまして、この答申を踏まえて、議会の役割や議員の職務の明確化を盛り込んだ自治法の改正案を本年三月に国会へ提出し、翌四月に成立したところでございます。

議員報酬についてお尋ねがございましたが、これは重要なことは、各議会において地域の実情を

踏まえて十分な審議を尽くし、適正な額を定めていただくことだというふうに考えておるところでございます。

私ども、議員報酬の在り方に関する検討も含めまして、現在、様々な事例の収集を行っておりますのでございまして、今後、具体的な取組事例の紹介を各団体に向けても行つてまいりたいと考えておるところでございます。

○野田国義君 この間の法改正の附帯決議などでも、地方財政措置を講ずることというようなことが盛り込まれているところでございます。私が最初に申し上げましたように、やっぱりこの報酬の問題でなかなか人たちもいなくなっているということも言えると思えますので、このところは、もちろん定数問題ということもありますが、ここも含めて議論をしていくべきだと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

もう一点お聞きしたいのは、住所要件です。ね、住所要件。首長、市長とかは全国どこに住んでいても市長に立候補できるということでございますけれども、議員はそこ住所に、三か月前です、住んでおかなければいけないという要件があるわけで、これを取つたらどうだとか、いろいろな論議が交わられているところでございますが、どのようにお考えになつていらっしゃるか、お聞きしたいと思えます。

○政府参考人(笠置隆範君) お答えをいたします。

地方議会議員につきましては、明治二十一年の市制町村制、あるいは明治二十三年の府県制の制定当時から住所要件が設けられてきておりますが、これは、ある程度その地域社会に居住し、地縁関係もでき、その団体の事情にも通じる必要があるというような観点から、当該市町村における地縁関係を重視したものと解されております。

地方議員の被選挙権における住所要件に関する議論といたしましては、先ほど自治行政局長から話のございました地方議会・議員のあり方に関す

る研究会において、関係人口にも被選挙権を認めるなど、住所要件を弾力的なものとすることが考えられるのではないかとといった意見があった一方で、迷惑施設の立地などに関わる意思決定を議会が担うことを踏まえれば、住所要件の緩和については慎重に考えるべきではないか、住所要件のある地方議会議員と住所要件のない首長との組合せで二元代表制が成り立ってきた歴史も踏まえるべきではないかといった意見もあったものと承知をいたしております。

住所要件の見直しにつきましては、地方議会議員と地域のつながりをどう考えるのかも含め、選挙制度の基本に関わる問題であることから、各党各会派において御議論いただくべきことだと考えています。

○委員長（新妻秀規君） 時間ですので、おまとめください。

○野田国義君 はい。

そういうことで、しっかり各会派とも考えていただきたいと思えますし、そして次に質問しようと思つて資料を一枚だけお配りしておりましたが、これ地元の地元紙、西日本新聞の記事でございませけれども、こういうことで、この統一化、非常に問題がある。昨日は読売新聞が一面トップで報じておりました。我々会派は、明日、このことを総務省あるいはデジタル庁ですか、説明を受ける予定にしているところでございますけれども、このことも非常に難しい問題があると思えますので、慎重にお願いしていただくことをお願い、あつ、お願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○高木かおり君 日本維新の会の高木かおりでございます。

早速質問に入らせていただきたいと思います。先週、LINEヤフーが不正アクセスによつて個人情報漏えいしたと発表しましたけれども、まず大臣の受け止めをお聞かせください。

○国務大臣（鈴木淳司君） 十一月二十七日にLINEヤフー社から公表されたとおり、同社におい

て、第三者による不正アクセスにより利用者等の個人情報及び通信の秘密の漏えいが発生しました。一昨年には旧LINE社に対して、また本年八月には旧ヤフー社について行政指導を行ったことではありますが、国民生活の重要なインフラとなつてはいる通信サービスにつきまして、再度、利用者情報の保護が十分に図られていない事案が発生したことは大変遺憾であります。

現在、LINEヤフー社に対して適切な利用者周知や原因究明等を求めているところであります。今後、同社からの詳細な報告を踏まえ、関係府省とも連携して再発防止等の必要な対応を求めまいりたいと思つております。

○高木かおり君 しっかりと対応していただくのはもちろんなんですけれども、やはり今大臣おっしゃつていただいたように、二〇二一年には個人情報保護委員会と総務省から行政指導がなされていると記憶しています。また、旧ヤフーについても、今年の夏に、利用者への周知が十分なままに情報が外部に提供してしまつたと、これも総務省から指導していらつしやるわけです。

これも、やっぱり時間がたつてしまつてどうしても世間の関心なんかも薄れてしまつて、利用者が、要は個人だけではなく、これ公的機関にも関連する話で、利用者が監督官庁や企業などの積極的な発信になかなか触れづらくなつてくるというようなことも懸念をされていくわけですから、こういう続けたる事案であつたり影響力が大きい事案について、やはりこれ、指導だけではなく、一歩踏み込んだ措置、こういったものが求められるんじゃないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人（今川拓郎君） お答え申し上げます。

総務省においては、利用者情報の保護が十分に図られていない事案については、事業者に対して事実関係の把握や再発防止などの必要な対応を求めるとともに、必要に応じて行政指導や対策の進捗を確認する取組を行つております。

例えば、委員御指摘ございました旧LINEに

おいて海外から日本の利用者の情報へのアクセスが可能となつていた事案についても、令和三年四月に安全管理措置に関して行政指導を行い、その後も随時、措置の履行状況の確認を行つております。今回のLINEヤフー社の事案についても、先ほど大臣からも御説明がありましたとおり、同社からの詳細な報告を求めているところでございまして、その報告を踏まえ、必要な対応を行う予定でございます。

通信サービスは国民生活の重要なインフラであり、利用者への影響が大きいため、利用者利益の保護が十分に確保されるよう、総務省としてしっかりと対応してまいります。

○高木かおり君 是非しっかりと対応していただきたいと思えます。

続きまして、先ほど野田議員の方からも政府クラウドの話があつたかと思ひます。この政府クラウドの件、一点確認をさせていただきたいと思ひます。

これ、政府と地方自治体システムの共通基盤となる政府クラウドのこの提供事業者、今国内ではアマゾン一強と言われていると思ひます。そんな中、今回、日本企業が条件付ではありますが、今回、も採択されました。デジタル大臣からも、今回、要件を満たせばということにはなりますけれども、可能性が出てきたのでは是非頑張つていただきたいといった趣旨の発言がございました。

ただ、現状では外資のコントロール下にあるこのクラウド、これが、国民の個人情報預けている状態である、こういった状況を懸念するということもお声があるということもお聞きをしている中でなんです、デジタル庁としては、そもそもデータセンターが国内にあるから大丈夫だという御見解というふうにも伺つていらっしゃるんですけど、こういった状況の中で、クラウド事業者を選ぶ際に、自治体が、自治体は、よりITベンダーの裁量が大ききという状況で、海外企業のクラウドが引き続きほかの自治体にも今後どんどん導入されているのではないかと、こういった流れ

になっているのではないかとというふう懸念を私自身はするわけです。

その結果として、なかなか、やはりこの国産のクラウドが登場したとはいへ、なかなか今の現状のままでは国産クラウドの採用が進んでいかないのではないかと思いますけれども、政府として国産政府クラウドを本気で推し進めていくおつもりなのかどうか、この点について確認させていただきます。

○政府参考人（藤田清太郎君） お答えいたします。

ガバメントクラウドは、クラウドサービスの利点を最大限に活用することで迅速、柔軟、セキュアなサービスを構築し、利用者にとつて利便性の高いサービスを提供するため、デジタル庁が複数のクラウドサービスの利用環境として整備を進めているところでございます。その目的を達成するため、国内企業及び外国企業を問わず、必要な技術要件を満たした事業者のクラウドサービスであれば採用するとしていくところでございます。ガバメントクラウドに採用されているどのサービスを利用するかにつきましては、利用する国の機関や地方公共団体の各機関の判断によるものでございまして、地方公共団体の情報システムであれば、当該地方公共団体において判断されるものと考えております。

デジタル庁としましては、ガバメントクラウドに採用されている各クラウドサービスにおいて魅力的なサービスを提供していただけるように競争を促すとともに、どのクラウドサービスであつてもガバメントクラウドを円滑に利用できるよう、地方公共団体や事業者の皆様の意見を丁寧聞きながら環境整備等を進めてまいりたいと考えております。

○高木かおり君 今の御答弁ですと、国産クラウドだけをしっかりと支援していくということではなく、もちろん今の現状でありますと、やはりセキュリティの技術の面であるとか、今なかなかその外資に太刀打ちができない状況ではあるかもしれないですが、やはりしっかりと、デジタル庁、政府として、この国産クラウドに関して、やはり

ここをしつかりと、一部からでも結構ですので、しつかり支援をしていくという姿勢が必要ではないかと思ひます。

引き続き、またこの問題に関しては議論を続けさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、次のテーマに移ります。

脱炭素に関する取組について伺つていきたいと思ひます。

今、現在、COP28がドバイで開催をされているということで、国連のアントニオ・グテレス事務総長、もう本当にこの地球温暖化の時代は終わつて地球沸騰化の時代が来たと、そういうふうにおつしやるほど、この脱炭素化に向けてしつかりと取り組んでいかなければならないということかと思ひます。

そういう中で、カーボンニュートラルに向け、国を挙げて脱炭素の取組を推進していらつしやることは承知をしておりますが、やはりこれ、エネルギーの地産地消ということは大変重要であり、地方自治体の果たす役割というのは大変大きいと思ひ思つております。

改めて、総務省として、地方自治体におけるこの脱炭素に関する取組の重要性について伺いたいと思ひます。大臣に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木淳司君) 我が国は、二〇五〇年カーボンニュートラル、二〇三〇年度四六％削減を目標としております。この目標を達成するためには地域主導の脱炭素の取組が必要不可欠でございます。政府全体で支援することは大変重要であります。このため、総務省としましては、地域資源を活用した分散型エネルギーのマスタープランの策定支援、公共施設の省エネルギー改修等を計画的に実施するための脱炭素化推進事業債の創設などの取組を進めております。

引き続き、関係省庁とも連絡、連携しながら、カーボンニュートラルの実現に向けた地方自治体の取組をしつかりと後押ししてまいりたいと思ひます。

○高木かおり君 ありがとうございます。

また、脱炭素とインフラの整備、これも大変重要な関係性があると思つておりまして、それぞれの地域性のある取組こそ地方自治体の脱炭素に資すると思ひます。

総務省の推進する分散型エネルギーインフラプロジェクト、これ水素やバイオマスなどを活用してエネルギーの地産地消を進めていらつしやると思ふんですけれども、これ、やはり単年度で交付してもなかなか根付いていかない、その後もしつかりプロジェクトを適切に機能しているかどうかを見ていかなければならない、その点について伺いたいと思ひます。

○政府参考人(山越伸子君) お答えいたします。分散型エネルギーインフラプロジェクトにおきましては、地方自治体のマスタープラン策定経費への単年度の財政支援に加えて、複数年度にわたります。総務省、環境省、資源エネルギー庁、農林水産省、国土交通省の関係省庁タスクフォースによります件型相談支援の体制構築をしております。そして、補助金の活用などを含め、事業化につなげてきているところでございます。

このような取組を様々な事業化に向けて自治体が検討される際に直面する課題も踏まえまして、引き続き連携をしながら支援をしてまいりたいと思ひます。

○高木かおり君 是非お願ひをしたいと思います。

やはり、このインフラは長期にわたつてそこに残るものですし、どのようなものを造つていくか、今この現在の判断というのも大変重要になってきますので、先の社会の様子、ありようを決めるためにも大変重要だというふうに思ひます。次の質問に参ります。

この脱炭素についても、総務省は地方自治体における取組、後押しする立場であるということももう理解をしております。その上で、国発信の取組でも、実際の啓発では住民の方々にしつかり届くために地方自治体を、また企業なんか巻き込んでいく必要があると思ひますけれども、こう

いった各地域それから企業の協力の不可欠、この点をしつかりやっていただかなければならないと思ひますが、この点についても御見解を伺いたいと思ひます。

○副大臣(馬場成志君) 政府としては、環境省が中心となつて、国民の生活全般において行動変容、ライフスタイル転換を強力に進めるための国民運動であるデコ活を推進しております。地方自治体、企業、団体等が参画する官民連携協議会であるデコ活応援団を組織し、脱炭素に資する製品、サービスや取組等を国民、消費者に提供、提案する取組などが進められております。

御指摘のとおり、カーボンニュートラルに向けては国、地方が連携して脱炭素の取組を進めていくことが重要でありますので、総務省としても、環境省と連携して地域の脱炭素の取組を推進してまいります。

○高木かおり君 ありがとうございます。

副大臣からデコ活という言葉もいただきました。環境省がこのデコ活というのをどんどん、企業さんにも協力をいただながら、これをしつかり意識を、脱炭素化に向けての意識を改革していくということは大変重要だと思ひます。このデコ活を使つて是非取組を進めていつていただきたいんですが、もう恐らく最後の質問になるかと思ひますけれども、続けて御質問します。

脱炭素先行地域、このようにモデルケースを示して、全国的にはかの地方自治体が続いていけるように国としても方向性を示されていると思ふんですけれども、やはりこれだけでは地域間の格差というのはなかなか埋まつていかないと思ひます。十分な取組がこれでは進まないのではないかとこの自らの知見のない自治体であるとか規模の小さい自治体というのはどうしても取り残されていつてしまふのではないかと思ひます。

先ほど申し上げたように、国全体で取り組んでいかなければならないので、ここだけが先行していくということではなかなか目標に達成できないのではないかと思ふんですけれども、国と地方自治体の間に立つような例えば組織とか人材、プログラム、こういったことも、実効性のある取組、こういったことも進めていくべきではないかと思ふんですけれども、この点についての見解、もしどのように進めていくかということもありましたら、併せて御回答いただければと思ひます。

○副大臣(馬場成志君) 令和三年六月九日に策定いたしました地域脱炭素ロードマップでは、脱炭素先行地域をつくり、脱炭素に向かう取組の方向性を示すこと、太陽光発電、住宅、建築物の省エネ等の重点対策を全国で実施すること、これらを後押しするために地域の実施体制構築に取り組むことなどが盛り込まれております。

総務省としても、地域の実施体制構築のために、アドバイザーを招聘する際の財政支援、地域活性化起業人制度によるノウハウを持った人材の地方自治体への受入れ支援、地域力創造アドバイザー制度によるアドバイザー派遣、自治大学校における自治体職員への研修といった取組を推進しております。

引き続き、環境省を始め関係省庁と連携して地域の実施体制の構築に取り組んでまいります。

○委員長(新妻秀規君) 時間ですので、おまとめください。

○高木かおり君 はい。

ありがとうございます。

是非、アドバイザーも置いていただく等もおつしやつていただきましたけれども、是非、プッシュ型では非とも取り組んでいただけますようにお願ひを申し上げまして、一問残しましたが、これにて質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(新妻秀規君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

本日、横山信一さんが委員を辞任され、その補欠として竹内真二さんが選任されました。

○竹詰仁君 国民民主党・新緑風会の竹詰仁です。

二〇二四年の四月から適用がされる建設業における時間外労働上限規制と自治体が発注する建設工事に関連して質問いたします。

あと四か月たちますと時間外労働の上限規制が適用されるという時間軸に対して、建設業では相変わらず時間外労働が多く、大変心配な状況にあります。

先日、令和五年度の補正予算が成立しましたが、補正予算を使つて自治体が建設工事を伴う公共工事を発注することも考えられます。元来、補正予算というのは緊要性を要する理由で予算付けをするものであります。緊要性を要するがゆえに建設の工期が厳しくなる、あるいは建設の工期が短くなるということによって建設労働者の時間外労働が増えることはないのか、確認していきいたいと思います。

総務省として、こうした補正予算を使つた自治体が発注する工事で、予算執行に対してどのような取組を行うのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人山野謙君 お答えいたします。

補正予算に盛り込まれた各種施策が十分な効果を発揮するためには、自治体においてもできる限り早期の執行に努めることが重要でございます。

その上で、公共工事の円滑かつ適切な執行等の観点から、これまでも総務省においては、補正予算成立後に国土交通省と連名で通知書を出発しまして、まず、繰越明許費や債務負担行為の活用などにより施工時期の平準化を図ることや適正な工期を設定すること、それから、特に令和六年度より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、長時間労働を防ぎ、週休二日が確保されることを前提とした工期を設定すること、こういったことを自治体に要請してきたところでございますが、今般の補正予算の成立後においても改めて通知を発出し、自治体と同様の要請を行ったところでございます。

今後も、自治体の財政担当者が出席する会議等において直接要請を行うなど、必要な取組を行つてまいりたいと考えております。

○竹詰仁君 御回答ありがとうございます。

まず、その適正工期を守つていただきたいというのは本当にそのとおりなんですけれども、一方で、では来年度に工事を繰延べしていいのかというと、そもそも補正予算というのは緊要性があるというのが前提なので、その辺の、しつかり、予算組みあるいはその工期の設定もしつかり総務省さんとしても取り組んでいただきたいと思えます。

資料を二つ用意させていただきました。資料の一枚目、一つ目ですけれども、電力関連産業で働く仲間組織する電力総連には主に電気工事に従事する電工部会というのがあります。この電工部会が独自に組合へのアンケート調査を行つております。

この資料一には、電工部会に所属する組合員の二〇二二年度の総労働時間というのを調べた結果、二千五十八時間と、建設業界の労働時間と比較しても百十時間多いということが分かりました。中でも、内線の工事ですね、内線の工事の労働者の時間がとても長くて、建設業平均よりも百八十時間長いという結果になっています。この最も労働時間、時間外労働が多かったときは、これ百時間を超えているというのが一割超ありまして、特にその内線の工事は、百時間超というのが二割という結果になりました。この電工部会の労働時間をこのまま来年の四月に適用される時間外労働の上限規制に当てはめた場合、この百時間以上の労働時間というのはもうできないわけですので、一割から二割の仕事ができなくなるということにつながるかと考えております。

こうした建設工期を前工程あるいは後工程に二つに分けますと、いわゆる内線系、電気の工事は後工程になります。この後工程の中でも更に終盤の方に入るという特徴がありまして、この前工程の遅れ、あるいはその設計図書の作成が遅れということが後になつてしわ寄せがやってくるという特徴がありますので、厳しい工期を強いられるという状況であります。

資料の二番を御覧いただきますと、これもアンケート結果に、適正な工期って守られているんで

すかというアンケートを取っています。この結果、二〇二二年度と今年度を比較すると、無理のある厳しい工期だったという回答がむしろ増えております。電工部会全体では一四・二％から一八・七％、民間の工事になつては一七・九％から二三・六％と、その無理のある厳しい工期という回答が増えているというのが実態であります。

この建設業におきましては、改正法の適用まで五年間の猶予がございました。官も民もそれぞれが時間外労働を削減するための検討を重ね、また、業界団体に呼びかけたり、労働組合との協議を通じて工夫してきたと私は承知しています。しかし、実際には、この後工程側にしわ寄せが来て、後工程の時間外労働が多いというのが実態であります。

こうした、政府として、内線系の工事など、後工程に従事する労働者の時間外労働が多いということについてどう認識されているのか、あるいは、後工程にしわ寄せが出ていることに對して、法改正からこれまでの間、どのような改善策を取組を進められたのか、お伺いしたいと思えます。

○政府参考人(橋田幹人君) お答えをいたします。

電気工事を含めた設備工事の工期につきましては、前工事の遅れに伴って、当初の予定工期よりも短い時間での作業を余儀なくされるなどのしわ寄せを受けやすく、労働時間が多くなる傾向にあるというふうに承知しております。

このため、まずは建設工事全体で適切な工期での契約を促進することが重要と考えております。その上で、国の方で定めた工期に関する基準に記載しておりますとおり、工程遅延の発生など、当初契約で設定した工期では施工できない事情が生じた場合には、工期延長などを注文者、受注者間で協議をし、必要な契約変更を行うことが重要と考えております。

今後も、公共工事、民間工事を問わず、工期に関する基準の周知徹底を図つてまいりますとともに、元請業者には後工程へのしわ寄せが生じないような徹底した工期管理を工事全体について行う

よう求めてまいります。

○竹詰仁君 ありがとうございます。

その平成三十年に成立しました労働基準法の改正、いわゆる働き方改革関連法案、それからそのときに、違反した人には、使用者には六か月以下の懲役又は三十万円以下の罰金というのが設けられております。

大手企業は平成三十一年の四月から適用されて、中小企業はその後少し遅れて令和二年の四月からこの法改正が適用されたんですけれども、この法改正後、建設業に限らず全業種において、実際に使用者に六か月以下の懲役あるいは三十万円以下の罰金が科された事案があるのか、お伺いしたいと思えます。

○政府参考人(梶原輝昭君) お答えをいたします。

労働基準法第三十六条第六項により、時間外労働及び休日労働の上限は月百時間未満、複数月、二か月ないし六か月平均で八十時間以内と規定をされており、これに違反した場合は、六か月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するとされております。

労基法違反については、労働基準監督署において監督指導を行い、その是正を求めておりますが、そのうち重大又は悪質な事案については、刑事訴訟法に基づき、所轄の検察庁に送検を行っているところ です。

基準法三十六条六項の違反について、改正法が施行された平成三十一年四月以降に送検を行ったものは五件ございます。送検をされた後、実際に使用者に六か月以下の懲役や三十万円以下の罰金が科された事案があるか否かについては、厚生労働省としては把握しておりません。

○竹詰仁君 御回答ありがとうございます。

この罰則が科されたとなれば、その科された本人はもとよりなんですけれども、会社、そして実は時間外労働をした労働者もまた大変なダメージを受けます。

この長時間労働が疑われると労働基準監督署が監督指導をしたりすることがあるんですけれど

も、その使用者はもちろんその責任を負われるんですが、その実際に働いた労働者も、何でそんなに働いたんだとかですね、それが仲間から責められたり、あるいは会社で自分が迷惑を掛けてしまったんじゃないかというて、その働いた者も苦しんだり悩んだりするということがありますので、まずはその法違反というのを犯さないということがとても重要なことだと思っております。

時間の関係で、最後にもう一度、国土交通省さんに、この国あるいは自治体が発注する公共工事、あと四か月でこの時間外労働の適正、労働時間の上限規制が適用されますので、改めて取組をお伺いしたいと思えます。

○委員長(新妻秀規君) 時間ですので、簡潔に答弁をお願いします。

○政府参考人(楠田幹人君) はい。

お答えをいたします。

働き方改革の推進に当たりましては、週休二日を確保できるようにするための工期の適正化が重要だと思っております。その実現に向けて、国、地方公共団体が率先して取り組んでいくということが必要と考えております。

国交省の方の直轄工事におきましては、原則全ての工事を対象にして週休二日を確保できるように実施をいたしております。また、繰越制度の適切な活用などによりまして適正工期の確保にも図っているところでございます。

さらに、地方公共団体に対しては、適切な工期の設定に向けて、文書による要請、さらには会議等の場を通じて直接的な働きかけなどを実施しているところでございます。

引き続き、公共工事におきまます適正な工期の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

○竹詰仁君 以上で終わります。ありがとうございます。

○伊藤岳君 日本共産党の伊藤岳です。

第三种郵便の重要性については、郵政民営化の際にも焦点になりました。

第三种郵便の中の心身障害者団体の発行する定期刊行物向けの低料第三种郵便制度についての質

問主意書に対して、政府は、心身障害者の福祉向上を目的とした社会政策上重要な制度であり、今後とも存続していかねばならないとの答弁書を送付しています。

ところが、第三种郵便、低料第三种郵便物は激減しているのが実態です。資料をお配りしました。

二〇〇七年時点の五億三千二百九十二万三千通が二〇二二年時点で一億六千三百四十三万四千通、つまり三分の一以下に減っています。また、第三种郵便物の承認団体三千百九十六、承認刊行物三千九百八十二の一割近くに当たる二百六十三団体、二百八十七刊行物がこの四年余りで承認を取り消されています。低料第三种郵便物も六団体、六刊行物が承認を取り消されました。鈴木大臣に聞きます。

第三种郵便物、低料第三种郵便物が減少し続けている、このことをどう考えますか。

○国務大臣(鈴木淳司君) 第三种郵便制度は、郵便物制度は、日本郵便から承認を受けた新聞、雑誌等の定期刊行物を低廉な料金で送付できる制度であります。その引受通数や承認団体件数は、承認団体数は近年減少しているものと承知いたしております。

日本郵便からは、減少の理由につきまして、デジタル化などにより郵便物全体の引受通数が減少しているほか、新型コロナウイルスの影響による経済活動の停滞などにより発行の停止や廃刊に至る場合や、発行頻度の低下等で承認条件を満たさなくなつて承認の取消しを受ける場合もあるものと聞いております。

利用は減少しているものの、第三种郵便物制度は年間一億通以上の利用があり、国民文化の普及向上に貢献すると認められる定期刊行物の入手を容易にし、社会、文化の発展に資するという観点で引き続き重要な役割を果たしていると認識をいたしております。

○伊藤岳君 第三种郵便物が激減し始めたのは、二〇〇七年の郵政民営化以降なんです。第三种郵便制度の趣旨、目的に照らしても、ゆゆしき事

態が今発生していると思えます。

資料を御覧をいただきたいと思えます。三枚目ですね。内国郵便約款百六十六条の規定する承認条件で、これを満たせば承認される。ところが、実際には違う事例が発生しています。

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会に加盟するある障害者団体発行の機関誌は、全ての有料販売読者について、その一人一人の代金納入状況が全部分かる一覧表の提出を求められています。

日本郵便に聞きます。

これは承認条件を確認するのに必要なことですか。

○参考人(市倉昇君) お答えいたします。

第三种郵便物の承認条件のうち、有料発売条件を確認するための資料提出を求めているところでございますが、基本的には、発行部数、それから有料発売部数、購読料収入合計額、購読料収入状況を提出いただいております。必ずしも全ての有料販売読者の代金納入状況を一覧表にして提出する必要はございません。

○伊藤岳君 全読者の代金納入状況一覧表までは求めている。しかし、求めているという事例が生きているんです。

資料にもありますように、承認条件が求めているのは、一回の発行部数に占める発売部数の割合が百分の八十を満たしていることが判断できるところであつて、全ての有料販売読者の代金納入状況の一覧表の提出をかくなくに求めることがあつてはならないと思えます。これ、行き過ぎた対応は是正されるべきだと思います。

全国生活と健康を守る会発行の新聞は、都道府県別有料販売部数一覧表又は支部別有料販売部数一覧表等の資料不提出を理由に承認取消しの通知が届きました。当団体の担当者は、都道府県別有料販売部数一覧の代替措置として購読料収入合計額を指定の書式に記載して提出することも可能だということの後には第三种郵便手引で知りましたが、そんな説明は一切なかった、不親切極まりないと話しておられます。

日本郵便に聞きます。

これ、丁寧さに欠ける対応ではありませんか。

○参考人(市倉昇君) その件に関しましては、具体的な刊行物名は承知しておりませんので、事実関係については、申し訳ありません、お答えいたしかねますけれども、承認条件の確認の必要な資料については、調査の都度、あらかじめ発行人の方に丁寧な御説明を申し上げ、資料が提出されない場合においても改めてお示しをしているところでございます。

このうち、購読料収入合計額につきましては、例えば決算報告書等の会計書類による購読料による収入の合計額が明らかになる部分の写しを求め、写しの提出を求めることとしております。

仮に当社側の説明不足で承認を取り消されたというのであれば、担当の郵便局にお申し出いただくことによりまして、改めて承認条件の確認を実施いたします。御理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○伊藤岳君 もう一度聞きますが、不親切極まりない対応だと怒っていますが、これは丁寧さに欠けていましたね。

○参考人(市倉昇君) お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、個別の事実関係について承知いたしておりません。お申し出いただいた、更に丁寧に対応してまいります。

○伊藤岳君 対応をいただきたいと思います。

郵便法は、第三种郵便制度の趣旨、目的について、国民文化の普及向上に大いに貢献すると認められる新聞、雑誌等の定期刊行物を低廉にして、低廉にして購読者の負担の軽減を図ると規定しています。元々、収益を稼げる事業ではないのは明らかです。第三种郵便制度の趣旨、目的を大事にした、丁寧に低廉で負担軽減につながるような対応が必要だと思えます。

大臣にお聞きします。

今、二つの団体の第三种郵便物の実態について聞いていただいたように、第三种郵便物、あつ、郵便の、第三种郵便の趣旨、目的に沿わない運用があります。それが第三种郵便物の減少し続けて

いることにつながっているのであれば重大ではないでしょうか。大臣、どう考えますか。

○国務大臣(鈴木淳司君) 委員お示しのように、第三種郵便物制度は、国民文化の普及向上に貢献すると認められる定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって、社会、文化の発展に資するという趣旨で設けられたものであります。

第三種郵便物制度の対象となります定期刊行物は、郵便法に基づいて日本郵便が承認することになっておりまして、日本郵便におきましては、かつて不正な利用があり、事務手続を整備した経緯があると承知しておりまして、利用者に承認の条件や手続を分かりやすく示すための手引を作成、公表するなど、制度の適正な運用に努めているものと認識いたしております。

総務省としましては、引き続き、日本郵便におきまして、本制度の丁寧な説明を行いつつ、適正な運用に努めていただく必要があると考えております。

以上です。

○伊藤岳君 大臣、国民文化の普及向上と言うならば、今、例示しましたように、行き過ぎたり、丁寧さに欠けた運用が事実あるんです。この制度の存続を続けてきた政府の姿勢とも逆行する事態が起きているんです。これ、重大だという認識はありますか、是正するという認識はありますか。

○国務大臣(鈴木淳司君) 引き続き、丁寧な運用に努めてほしいと思います。

○伊藤岳君 第三種郵便物の趣旨、目的に照らして、しっかり運用していただくことを再度強く求めたいと思います。

第三種郵便物は、要件を満たせば、条件を満たせば適切に承認されるように運用すべきだということを重ねて申し上げて、質問を終わります。

○齊藤健一郎君 NHKから国民を守る党、齊藤健一郎です。本日、よろしく願いいたします。

本日の質疑なんですけれども、実は、iPod touchと言われる、河野大臣が予算委員会の

方で話題にいただきましたので、私も、通話機能のないところ、議論の方で承認されるということだったので、そちらを使用して、本日、iPod touchで質疑を行いたかったんですけれども、ちょっと理事会の方で、議運で掛け合うということ、もう今回、結局紙でやることになったんですけれども、国会のデジタル化というところ込みで、是非、やはり総務省というのは情報通信をつかさどるところで、やはり総務省でひとつ考えていかなければならない、この委員会であっていかねばならないことなんじゃないかなというところで、ひとつ、まずその質問の方から始めさせていきたいと思います。

まず、NHKの取材メモがちよっと流出したところなんですけれども、野田先生の方からの質問いただきましたので、ここの部分は省略させていただきます。

省略をさせていただくんですけれども、今回の件に関しては、外部の派遣スタッフということもあって、ある意味、NHK側も被害者であるというところの同情の余地はあるんじゃないかなとは私自身思っているんですけれども、ただ、今後、やっぱりNHK、隠蔽体質とかというのを、たくさん問題抱えていますので、今後とも、こういった問題があった時点で、すぐにでも、少しでも早くNHK側の方から情報を出していただくというところに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

そして、一つ目の質問なんですけれども、お手元の資料、お配りしております。NHKが、紅白歌合戦で、そのチーフプロデューサーの方が八千万円の横領をしたというふうな記事が出ております。最終的には、そのほかの横領も発覚して、最終的に一億四千万もの横領が発覚したというところなんですけれども、こちらに関して、民事訴訟にてチーフプロデューサーの方に支払が裁判所から命じられているんですね。

稲葉会長、こちらの一億四千万に関しては全額回収が済んでいるかどうか、お聞かせください。

○参考人(稲葉延雄君) 御質問の制作費の不正支出事件に関連し、NHKでは、元チーフプロデューサーなどの不動産、金融資産、就労状況などを徹底的に調査いたしまして、およそ六千七百万円を回収してございます。しかし、これ以上の回収の見込みが立たなくなり、民事訴訟の判決や和解の時効十年が経過した段階で、外部の弁護士にも相談し、被害総額のうち、およそ一億二千五百万円を債却処理をいたしました。この件については会計検査院にも御報告してございます。

私をお願いを継続してございます。ただし、支払命令から十年経過後の時効の、経過後に時効の申出があった場合には、時効として取り扱うことにしてございます。

全額の回収に至らなかったことは、受信料で支えられている公共放送として非常に重く受け止めてございます。

○齊藤健一郎君 回収し切っていないということろなんですけれども、やはりこれはもう直接受信料とかにも影響してくるものなので少しでも多い回収を望みたかったんですけれども、全額ということじゃないということは非常に残念ではあります。

○齊藤健一郎君 NHKの方々も、自分の財布だと思つて、しっかり回収しないといけないものに関して回収していただくようによろしくお願いいたします。

今後こういことがあれば、少しでも多い金額、全額回収できるように取り組んでいただきたいと思ひます。

そして、こちらの方なんですけれども、次、稲葉会長への提案という形でさせていただきたい事案が一個あります。

その回収というところでもう一件あるんですけれども、受信料裁判で支払が言い渡された方々、そういった方々もいます。その方々、支払命令から十年たっているにもかかわらず、まだその回収が済んでいないという方々の事例も届いております。

先ほども、受信料の問題の方なんですけれども、八十万円以上滞納している人もいれば、その十分の一の八万円で裁判が起きているような事例もあります。NHK側としては、先ほども説明いたしましたが、NHK側として、先ほど説明も理

解してもらえない、そういった方々にその裁判を起しているというふう言われております。

我々は、二万人を超える委任を我々の党で受けております。そのような方々に議員会館にお越し

いただいたNHKから直接説明をする、そんな機会をちよっと設けていただきたいなと思っております。

それに関して、双方話し合う機会、我々がそういう機会を設けましたら、稲葉会長、その場に出席していただくこと自体は可能でしょうか。お聞かせください。

このことに関して、稲葉会長、この受信料の裁判の支払というところに関して、ひとつ回答の方をお願いいたします。

○参考人(稲葉延雄君) NHKといたしましては、視聴者の皆様からの受信料に関する御意見あるいは苦情は、放送法にのっとりまして、ふれあいセンター又は各放送局で個別に受け付けし、対応しているという状況でございます。

○参考人(稲葉延雄君) 支払督促は、文書、電話、訪問などによりまして受信料制度の意義や公共放送の役割を丁寧に御説明した上で、それでもなおお支払いいただけない場合の最後の方法として実施してございます。最終的に強制執行を申し立てるかどうかという点を含めて、民事手続や個別の事情を総合的に勘案して判断していくものというふうに考えてございます。

○齊藤健一郎君 個別にということなんですけれども、実際にはNHKのコールセンターがつかないというふうな、個別に相談したい視聴者も、実際にはもう全く相談できないというふうな

状況、そこに我々、NHKから国民を守る党のコールセンターに電話があったり、うちの立花党首の下に直接、携帯電話に電話、相談があったりなど、非常に多くの電話が鳴り続けるんですね。その場を我々がやっぱりしっかりと、視聴者の方々、そういう委任を受けた方々をお呼びして、そういった場を設けたいので、是非とも、そうはしないですよと言わず、一度検討ぐらいはしていただきまして、そこで有意義な、しっかりと、NHKが今後きっちりと視聴者の方々に理解してもらえようという努力、こちらも一度検討してもらえたらと思います。

また改めて、ここに関しては、また別の機会ですっきり提案をさせていただこうかなと思いますので、一度お持ち帰り、御検討いただけたらなというふうに思っております。

そして、続いて、ジャニーズの問題についての質問をさせていただきたいと思います。

今年の紅白歌合戦、旧ジャニーズのタレントさんは選ばれませんでした。選考から外されたんですね。実際にジャニーズの方が出ないというのは一九七九年の四十四年ぶりということなんですけれども、NHK側としては、今回、そのことに関して、被害者への補償等が十分判断されるまで新たな出演依頼を見合わせる、こういった表明の仕方をされております。

これについて、旧ジャニーズのファンの方々から、たくさん楽しみにしていた方もいらっしゃると思うんですけども、そういったクレームがまぶあつたのか、そして、この紅白歌合戦に出場者をどのような形で誰が決めているのか、そして、その権限を持った人というものが、方が権限を擁して不正に選考されたような事例というのが実際にこれまであったのか、お聞かせください。

○参考人(稲葉延雄君) 旧ジャニーズ事務所に所属するタレントへの新規の出演依頼でございますけれども、これは、被害者への補償や再発防止の取組が着実に実行されていることが確認されるまでの間、当面行わないという方針でやってきてございます。これに関して、視聴者の皆様からは、

肯定的な御意見それから否定的な御意見含め、様々な御意見を頂戴してございます。

紅白歌合戦の出場歌手は、今年の活躍、世論の支持、番組の企画、演出の三つの観点から、様々な調査データを基に総合的に判断して、紅白歌合戦の制作担当者が決定してございます。また、今年、第七十四回NHK紅白歌合戦の出演者に対する人権尊重ガイドラインに出演者の所属事務所が賛同していただくことを前提としてござい

ます。このような紅白歌合戦の出場者選定に関してでございますが、これまで不正行為等はないというふうに認識してございます。

○齊藤健一郎君 ありがとうございます。

実際問題、たくさん世間でもそういった権限のある方が様々な賄賂を受け取ったりであるとかというふうなお話もよく聞くとところであるんですけども、今回、NHKの方ではそういった不正はないというふうに断言をしていたございましたので、もちろん、そのないということを信じて、今後、このことに関しても、そういった情報が、うわさがあるならば、内部でしっかりと調査をしていただきまして、そのことに関して、少しでも情報を出さなければならぬものはいち早く情報を出して、視聴者からの信頼というものを是非とも受け取っていただきたいなというふうに思います。それがそのまま受信料という形に跳ね返ってくる形になると思いますので、是非ともよろしくお願いいたします。

NHKの問題に関しては、これで以上になりますので、NHK会長、退室していただいても大丈夫でございます。ありがとうございます。

○委員長(新妻秀規君) じゃ、日本放送協会稲葉会長におかれましては、退席いただいて結構でございます。

齊藤委員、ほかのお二人の方は残りですか、それとも。

○齊藤健一郎君 NHK関係者は大丈夫でございます。

○委員長(新妻秀規君) それでは、日本放送協会

小池専務理事、また安保理事におかれましては、退席いただいて結構です。

○齊藤健一郎君 続きまして、総務省の方にお伺いいたします。シンプルな質問です。

現在、投票所において候補者名を書いた投票用紙の写真撮影、こちらは可能かどうか、イエス・オア・ノーでお答えください。

○政府参考人(笠置隆範君) イエスかノーかということですが、御説明をさせていただきます。

公職選挙法では、投票所内での写真撮影を明文で規定をする、あつ、明文で禁止する規定はなく、また、選挙人が自ら記載した投票用紙を写真撮影することを禁止する明文の規定もございません。一方、投票管理者は、投票所の秩序保持の観点から、投票所の秩序を乱す者があるときは、これを制止し、命令に従わないときは投票所外に退出させることができるかとされております。

投票所内での写真撮影につきましては、他の選挙人が不快や不審に感じることももあり、円滑な投票を損ねるなどの場合もあることから、各投票管理者においては、この規定等に従いまして、写真撮影を認めるかどうかを含め、適切に御判断いただいているものと考えております。

以上でございます。

○齊藤健一郎君 ありがとうございます。イエス・オア・ノーで聞きたかったんですけども、取りあえずイエスということで受け取っておきます。

要するに、禁じられていないという説明をいただいたんですね。禁じられる、これは、要するに自治体ごとに結構対応が違います。写真を撮ってもいい投票所もあれば、撮ってはいけないというふうに言っている投票所もあります。

一つちょっと事例を紹介させていただきます。去年の参議院の選挙におきまして、全国の各投票所でのそういった対応がばらばらであったことから、我が党の秘書が総務省に確認したところ、あくまで投票管理者の判断であるというふうな回答をもらいました。今お答えいただいた部分でござ

います。

こちらに関しては、このような対応を取ると、各選挙管理委員会の方が有権者からの問合せが結構殺到して困っているというふうな声も聞いております。まあ、実際に困っているということなんですから。

このような不公平がないように、総務省としてこのルールの統一をして周知徹底していくことというのが必要だと思うんですけども、総務大臣にお伺いしたいんですが、時間、もうこの質問で終わりですので、時間気にしなくて結構なので、少しゆっくりお答えいただけたらなと思います。時間気にしなくて大丈夫でございます。

○国務大臣(鈴木淳司君) 候補者名を書いた投票用紙の投票所内での写真撮影については、投票の秘密保持や投票所の秩序保持の観点から、投票管理者において写真撮影を認めるかどうかについて適切に判断されるべきものと考えておりまして、このことについて、総務省としましては、これまでも問合せがあれば説明をしてまいりました。また、してまいります。

なお、昨年十二月に衆議院の倫選特委で開催されました自由討議におきましては、選挙人の自由な意思表明を考えたときに、投票が平穏な環境の下で行われる必要があります、投票所内での投票用紙の写真撮影を禁止すべきとの意見が出されたこと承知いたしております。

総務省としましては、投票所において候補者名を書いた投票用紙の写真撮影は公職選挙法上禁止されておらず、これを認めるべきとすべき、認めることとすべき旨を通知することは考えていないところでございます。

○齊藤健一郎君 要するに、投票所で投票者が実際に写真撮影することは、今言われたとおり、自由ではあるんですね。ただ、それがやっぱり自治体に任せるということなので、やはりこちらに関しては、自治体が非常に困っていますので、その声をもう一度聞いていただきまして、それは検討いただきたいなというふうに思っております。

そして、ちよつと時間が来ましたので、質問ではなく、最後、御意見だけさせていただきたいんですけれども、あくまでも期日投票であればSNSの活動というものは認められているんですね。これが実際、投票日であれば、こちらに關しましては、選挙運動に当たるので、写真撮影、SNSのアップというものは駄目なんですけれども、期日前投票、写真を撮ってSNSにアップするというのが可能である限り、是非、ここ、写真撮影を止めているということは選挙妨害にも、その投票所が選挙妨害を実際にしているということに当たりますので、そのことも総務省の方としては、選挙妨害はさせないように、自治体側に指導を含めてその統一のルールを作って周知徹底をしてほしいなという願いを込めて、私の質問を終わりにしたいと思います。

以上です。
○広田一君 徳島・高知の広田一でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

私は、十一月九日、質疑をさせていただきました。ガソリン高騰対策の続きを質問をいたします。

車社会である地方、そして企業にとって、物価高騰対策の一丁目一番地はガソリン高騰対策であります。これは党派を超えて共有できることではないかなというふうに考えております。

私は、激変緩和補助金、これが駄目だというふうに言っているわけではありません。当然のことながら、価格の抑制効果はございました、スピード感もありました。しかし、激変緩和というふうに言いながら、さすがにこれ二年以上続けることになりましたと、要は、もう一つの抑制策でありますいわゆるガソリン減税、暫定税率の減税と比較をして、今後どうすべきかということを考えていくことが大事であるというふうに思うところでございます。

ポイントは二つございまして、一つは価格の引下げ効果、もう一つは財政的な観点であります。

先日の御答弁で、価格につきましては、激変緩和補助金、これ平均してリッター当たり二十二・

八円、ガソリン価格の引下げ効果があることがこれ初めて分かったわけであります。対するトリガー条項発動によるガソリン税の暫定税率の減税による引下げ効果というものはこれ二十五・一円でございますので、ガソリン減税の方が二・三円も安くなる、つまり利用者負担が減るということが分かりました。

次に、この前の議論で宿題になりました、公表していないと言われておりましたガソリン、軽油、重油、灯油などの油種ごとの支出実績について、これ私から言わせれば、既に六兆二千億円の補助金は石油元売会社等に支出済みなわけでございますので、油種ごとの支出実績も当然把握をしていなければならぬわけであります。

その後、調査をされたというふうに承知をしておりますので、精査をされて、分かる範囲、期間でお示しをください。

○政府参考人定光裕樹君 お答え申し上げます。

ガソリン等の激変緩和事業につきまして、これを開始しました令和四年一月から直近年度末であります令和五年三月末までの油種別の補助金額の支払実績を集計いたしました。

具体的には、揮発油が一兆三千四百五億円、軽油が九千五百二十四億円、灯油が三千八十九億円、重油が四千五百九十八億円、航空機燃料が六百六十二億円となっております。

○広田一君 これも初めて公表されたわけでありますけれども、これ合計金額は一体幾らでしょう

か。

○委員長(新妻秀規君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(新妻秀規君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(定光裕樹君) 合計金額は約三・一兆円でございます。

○広田一君 ありがとうございます。

つまり、既に支出済みの六兆二千億円の補助金額の半分は判明したということでありますので、是非、定光部長、残りの三兆一千億円につきまし

ても、どこに使われたのか、速やかに公表するようにを要請をしたいというふうに思っています。

この中のガソリンについては、実質十四か月で一兆三千四百五億円ということであります。そうすると、ガソリン補助金の一年間の概算払金額は約一兆一千四百九十億円となります。対する令和四年度のいわゆるガソリンの暫定税率分の収収は幾らか。これ、財務省の資料によりますと、一兆六百六十七億円であります。差引き、実に八百二十三億円もガソリン減税をした方が国の実質的な財政負担は少なくなるといいう、これ、あらあら計算でございますがでけるわけでございます。これ、二年続けると千六百四十六億円。つまり、このガソリンの暫定税率の減税の方が石油元売会社への補助金よりも、国民、消費者、そして事業者にとつても、さらに、国の財政にとつてもメリットがあるということが分かりました。

また、政策的に言いましても、この燃油の激変緩和と言いながら、やはりこれは、補助金を二年以上続けると、当然のことながら市場原理といったものが損なわれてしまっております。加えて、補助金というものは、その性質上、車を利用しない方、使わない方、運転しない方もひとしく国民の皆さんの負担を強いるわけでございますから、これ長く続けると、公平性の観点からも私は問題ではないかなというふうに考えるところでございます。

また、ガソリン税についても、私は、道路整備が喫緊の課題の地方出身者でございますので、当時、ガソリン税を含む道路特定財源の一般財源化、この法案に、私は、会派の決定に反しまして、造反しまして、反対をして、国土交通委員会の理事を辞任をいたしました。そこから、道路特定財源が一般財源化されてはや十五年、暫定税率につきましてはいよいよ来年で五十年を迎えるというふうなわけでございます。その上に、これは消費税との二重課税というものが永遠的に実質的に続いておりますので、私は、もうそろそろこれは本当に見直すときが来たんじゃないかなというふうに考えております。

鈴木大臣は、十一月九日の私の質問に対して、ガソリン価格の高騰を含めた物価高は国民生活や事業活動に大きな影響を与えておりまして、引き続きその対策に万全を期す必要があると述べられております。私も全く同感であります。総務省は各府省の政策評価も担っていらっしゃると思います。また、岸田総理もようやくトリガー条項の発動に前向きに検討する答弁もありました。

繰り返しますけれども、地方における物価高騰対策の一丁目一番地はガソリン高騰対策であります。私は、大臣がおっしゃるとおり、国民の皆さんの生活に直結する政策については不断の検証と改善に取り組まれて、万全を期していただきたいというふうに思います。

仮に、仮になんですけれども、これ、ガソリン減税が実現しますと、地方揮発油税も同じように減税になります。となりますと、地方財政計画にも影響が出てくる、関連することでもありますので、このガソリン高騰対策について、鈴木大臣の御認識、御所見をお伺いをいたします。

○国務大臣(鈴木淳司君) まさに、ガソリン、地方の生命線でありますので、その価格高騰は大変重要な課題だと認識しております。

○広田一君 大臣、自分も結構大演説して、このガソリン減税についてお聞きをさせていただいて

いるわけでございます。

この前の答弁のときに、私、大臣が、このガソリン価格の高騰を含めた物価高、国民生活に非常に大きな影響を与えていると、だから万全を期す必要があるというふうな御答弁を踏まえて、それを、激変緩和の補助金と、いわゆるトリガー条項の発動による価格抑制策、これを、いわゆる実際の抑制効果と国の財政に対するメリット、デメリット、こういうものをやっぱり比較考量した上で今後議論していかないといけないんじゃないか。

特に、地方揮発油税は、直接的に総務省の所管ではありませんけれども、先ほど言ったように、これもし減税をした場合には地方財政にも影響が出てくる問題でございますので、私は、総理が検

討しているというふうに言った以上、総務省としても問題意識高くこの問題については検討していかないといけないというふうに思いますので、鈴木大臣の再度の答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（新妻秀規君） 時間ですので、簡潔におまとめください。

○国務大臣（鈴木淳司君） まさに広田委員の問題意識と同じでありますので、様々な観点からガソリンの価格については検討していきたいと思っております。

○委員長（新妻秀規君） それでは、本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長（新妻秀規君） 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。鈴木総務大臣。

○国務大臣（鈴木淳司君） 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

デジタル社会の形成に向けて、我が国のデジタル化の基盤となる情報通信ネットワークのサイバーセキュリティを確保するため、国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティ対策を十分に講じていない電気通信設備の管理者等に対して助言等を行うための規定を整備するとともに、サイバー攻撃手法の変化にに応じた特定アクセス行為等の機動的な実施を可能とするための規定を整備し、あわせて、同機構の業務範囲の見直しの一環として、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等を行う必要があります。次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、その研究等の成果の普及として、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備の管

理者等に対して助言等を行う業務を追加することとしております。また、総務大臣が機構の当該業務に関する中長期目標の策定、変更等をしようとする際に、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこととしております。

第二に、機構が令和五年度末までに限り行うこととされているID、パスワードに脆弱性がある電気通信設備の調査を行う特定アクセス行為の実施等に係る業務について、令和六年度以降もサイバー攻撃手法の変化に応じて機動的に実施ができるようにするために、当該業務を、総務大臣からあらかじめ認可した実施計画に定められた期間等において実施できる等の規定を整備することとしております。

第三に、デジタル社会の形成に向けた機構の業務範囲の見直しの一環として、機構の業務の特則等を定めた特定通信・放送開発事業実施円滑化法を廃止し、同法に規定する機構の業務を実施するための機構の信用基金及び債務保証勘定を清算、廃止することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（新妻秀規君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十四分散会

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律

（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十條」を「第十九條」に、「第二十一條」を「第二十條」に、「二十六條」を「二十五條」に改める。

第二条第一号中「その他電気通信」の下に「（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号及び第十八条において同じ。）」を加え、同条第二号中「資する電気通信設備」の下に「（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）」を加える。

第六条第一項中「。第十八条第一項において「改正法」という。」を削り、「及び第七項」を「から第七項まで」に改め、「。同条第六項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額並びに同条第九項の規定により政府以外の者から出資があつたものとされた金額」を削り、同条第二項

中「同条第六号」を「又は同条第四号」に改め、「又は第十八条第一項に規定する信用基金」及び「(同項に規定する信用基金に充てるため必要があるときは総務大臣及び財務大臣)」を削り、同条第三項中「同条第六号」を「又は同条第四号」に改め、「又は第十八条第一項に規定する信用基金」を削り、同条第四項を削る。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

第十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第十八条第六項第一号の規定により委託を受けて行う同条第一項第二号に掲げる業務に従事する者又は従事していた者について準用する。

第十四条第一項第七号中「サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)」に関する演習その他の訓練」を「次の業務」に改め、同号に次のように加える。

イ サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。ロにおいて同じ。))に関する演習その他の訓練を行うこと。

ロ サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備の管理者その他の関係者に対して必要な助言及び情報の提供を行うこと。

第十四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十五条を削り、第十五条の二を第十五条の三を第十五条の二とし、第十五条の四を第十五条の三とする。

第十六条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十七条第一項中「前条第二号」を「前条第四号」に改め、「及び同条第六号に掲げる業務に係る勘定(以下それぞれ「債務保証勘定」及び「一般勘定」という。))及び「(債務保証勘定については総務大臣及び財務大臣)」を削り、同条第二項中「(債務保証勘定に係る承認をしようとするときは総務大臣及び財務大臣)」を削り、同条第四項中「及び同条第三号に掲げる業務に係る勘定」を削り、「以下それぞれ」を「次項及び第六項において」に改め、「及び「出資勘定」」を削り、同条第五項中「及び出資勘

定」を削り、同条第六項中「及び出資勘定」及び「(債務保証勘定については」とあるのは「出資勘定については」と、第二項中「債務保証勘定に係る」とあるのは「出資勘定に係る」と」を削る。

第十八条を次のように改める。

(特定アクセス行為等の実施)

第十八条 機構は、第十四条第一項第七号ロに掲げる業務を行う場合において、その一部として次に掲げる業務を行うときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

一 特定アクセス行為を行うこと。

二 通信履歴等の電磁的記録を作成すること。

三 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備が次のイ又はロに掲げる者の電気通信設備であるときは、当該イ又はロに定める者に対し、通信履歴等の電磁的記録を証拠として当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行うこと。

イ 電気通信事業者 当該電気通信事業者

ロ 電気通信事業者(電気通信事業法第百六条の二第二項第一号イに該当するものに限る。第九項において同じ。))の利用者 当該電気通信事業者

2 機構は、前項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる業務(以下この条において「特定アクセス行為等」という。))の実施に関する計画(以下この条において「特定アクセス行為等実施計画」という。))を作成し、総務大臣に提出しなければならない。

3 特定アクセス行為等実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定アクセス行為等の実施期間

二 特定アクセス行為等の実施体制(第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあつては、委託先の選定に係る基準及び手続を含む。)

三 特定アクセス行為に用いる設備

四 特定アクセス行為に用いる識別符号

五 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置(第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあつては、委託先における当該情報の適正な取扱い

を確保するための措置を含む。）

六 その他総務省令で定める事項

4 総務大臣は、機構から特定アクセス行為等実施計画の提出があつたときは、当該特定アクセス行為等実施計画に基づき特定アクセス行為等が適正かつ確実に実施されると認められる場合に限り、第一項の認可をするものとする。

5 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、変更後の特定アクセス行為等実施計画を総務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

6 機構は、次に掲げる場合を除き、特定アクセス行為等を他の者に委託してはならない。

一 第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画（前項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。第八項及び第九項において「認可特定アクセス行為等実施計画」という。）に基づき第一項第二号に掲げる業務を委託するとき。

二 第一項第三号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託するとき。

7 この条（次項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定アクセス行為 機構の端末設備又は自営電気通信設備を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先とする電気通信の送信を行う行為であつて、当該アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号（当該識別符号について電気通信事業法第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件において定めている基準を勘案して不正アクセス行為から防御するため必要な基準として総務省令で定める基準を満たさないものに限る。）を入力して当該電気通信設備を動作させ、当該アクセス制御機能により制限されている当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備の特定利用をし得る状態にさせる行為をいう。

二 通信履歴等の電磁的記録 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴を含む特定アクセス行為についての電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚に

よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれがあることの証拠となるものをいう。

三 電気通信事業者若しくは利用者、端末設備、自営電気通信設備又は送信型対電気通信設備サイバー攻撃若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会 それぞれ電気通信事業法第二十五条若しくは第七号、第五十二条第一項、第七十条第一項又は第一百六条の二第一項第一号若しくは第二項に規定する電気通信事業者若しくは利用者、端末設備、自営電気通信設備又は送信型対電気通信設備サイバー攻撃若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会のいう。

四 特定電子計算機若しくは特定利用、識別符号、アクセス制御機能又は不正アクセス行為 それぞれ不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条に規定する特定電子計算機若しくは特定利用、識別符号、アクセス制御機能又は不正アクセス行為をいう。

8 認可特定アクセス行為等実施計画に基づき機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

電気通信事業法第一百六条の二第二項	三 前二号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援すること。	三 国立研究開発法人情報通信研究機構の委託を受けて、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十八条第一項第三号イ又はロに定める者に対し、同号の通知を行うこと。
不正アクセス行為の禁止等に関する法律第二条第四項第一号	及び当該を除く	、当該及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十八条第

六項第一号に規定する認可特定アクセス行為
等実施計画に基づき同条第一項第一号に掲げ
る業務に従事する者がする同条第七項第一号
に規定する特定アクセス行為を除く

9 認可特定アクセス行為等実施計画に基づき機構の業務が行われる場合には、電気通信事業法第五十二
条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた電気通信事業者は、当該認可を受けた技
術的条件において、アクセス制御機能（特定電子計算機である電気通信設備が有するものに限る。）に
係る識別符号について、第七項第一号の総務省令で定める基準に相当する基準又はこれを上回る基準を
定めているときを除き、同号の総務省令で定める基準に相当する基準を定めているものとみなす。

第十九条中「第四号（通信・放送開発法第六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第五号」を
「及び第四号」に改める。

第二十条を削る。

第二十一条を削る。

第二十二條第一項第一号中「（第十四条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第
一號、第二号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）に係る財務及び会計に関
する事項については、総務大臣及び財務大臣）」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第
四章中同条を第二十條とし、第二十三條を第二十一條とし、同条の次に次の二條を加える。

（国家公安委員会及び経済産業大臣との協議）

第二十二條 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議し
なければならない。

一 第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令を制定し、又は改廃しようと
するとき。

二 第十八条第一項の認可又は同条第五項の変更の認可をしようとするとき。

（審議会等への諮問）

第二十三條 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第
百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、

当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令の制定又は改廃
二 第十八条第一項の認可又は同条第五項の変更の認可
二十四条中「第十二条」を「第十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改め

る。
第二十五条を削る。

第二十六條第二号中「又は総務大臣及び財務大臣」を削り、同条第三号中「第十五條の三第四項」を
「第十五條の二第四項」に改め、同条を第二十五條とする。

附則第八條第二項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前項」に改め、「第十五條第
一項中「の一部」とあるのは「又は附則第八條第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五條第一
項第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第十六條第二号中「含む。」」
とあるのは「含む。」及び附則第八條第五項に規定する業務」とを削り、「第二十二條第一項第七号及
び第二十六條第一号」を「第二十條第一項第六号及び第二十五條第一号」に、「並びに附則第八條第一
項、第二項及び第五項」を「及び附則第八條第一項」に改め、「第十八條第一項中「同じ。」とある
のは「同じ。」及び附則第八條第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五條第一項第一号に掲げ
る業務に限り、これに附帯する業務を含む。）」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務及び附則第
八條第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五條第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯
する業務を含む。）」と及び「第二十二條第一項第一号及び第六号中「含む。」」とあるのは「含
む。」及び附則第八條第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五條第一項第一号に掲げる業務に
限り、これに附帯する業務を含む。）」と、第二十三條中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並
びに附則第八條第二項に規定する業務」とを削り、同項を同条第二項とし、同条第七項及び第八項を削
る。

附則第九條から第十二條までを削る。

附則第十二條第一項中「及び附則第十四條第三項」を「及び附則第十一條第三項」に、「附則第十四條
第一項」を「附則第十二條第一項」に、「附則第十五條」を「附則第十二條」に改め、同項第一号中「附
則第十四條第三項」を「附則第十一條第三項」に改め、同条を附則第九條とし、附則第十三條を附則第十

条とし、附則第十四条を附則第十一条とする。

〔附則第十五条中「附則第十二条第三項」を「附則第九条第三項」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第十六条を附則第十三条とする。〕

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止）

第二条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 総務大臣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（第一条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法（以下「新機構法」という。）第十四条第一項第七号ロに規定する業務に係る部分に限る。）を変更しようとするとき、又は独立行政法人通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画（同号ロに規定する業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴くことができる。

2 総務大臣は、施行日前においても、新機構法第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令の制定又は改廃のために、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議することができる。

3 総務大臣は、施行日前においても、新機構法第二十三条（同条の審議会等を定める政令を含む。第五項において同じ。）の規定の例により、新機構法第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令の制定又は改廃のために、当該政令で定める審議会等に諮問することができる。

4 国立研究開発法人情報通信研究機構（次条において「機構」という。）は、施行日前においても、新機構法第十八条第二項及び第三項の規定の例により、同条第一項の申請をすることができる。

5 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新機構法第十八条第四項、第二十二條及び第二十三條の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた実施計画は、施行日において、新機構法第十八条第一項の認可を受けたものとみなす。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による廃止前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下この項及び次項において「旧開発法」という。）第四条第一項の認定（旧開発法第五条第二項の変更の認定を含む。）を受けている旧開発法第四条第一項に規定する実施計画（当該実施計画に係る旧開発法第二条第三項に規定する通信・放送新規事業についてこの法律の施行の際現に旧開発法第六条第一項第二号の出資を受けているものに限る。）については、その実施時期が終了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該実施計画に関する旧開発法第五条及び第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

2 機構は、新機構法第十四条及び国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第一項に規定する業務のほか、前項の実施計画の実施時期が全て終了するまでの間、第一条の規定による改正前の同法（以下この項及び第四項において「旧機構法」という。）第十四条第二項第四号に掲げる業務（旧開発法第六条第一項第二号に掲げる業務であつて、この法律の施行の際に行われているものに限る。）及びこれに附帯する業務（以下この項において「出資継続業務」という。）を行うこととし、出資継続業務の実施についての旧機構法第十五条、第十六条（第三号に係る部分に限る。）、第十七条、第二十條及び第二十二條（第一号及び第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、新機構法第二十五条第一号中「規定する業務」とあるのは、「規定する業務及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第 号）附則第三条第二項に規定する出資継続業務」とする。

4 機構は、この法律の施行の際、旧機構法第十六条第二号に掲げる業務に係る勘定に残余財産（旧機構法第十八条第一項に規定する信用基金の残高を含む。）があるときは、政令で定めるところにより、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合において、旧機構法第十六条（同号に係る部分に限る。）の規定は、当該金額を国庫に納付するまでの間、なおその効力を有するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為並びに前条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新機構法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（電波法の一部改正）

第七条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条の二第四項第三号中「第十五条の三第一項」を「第十五条の二第一項」に改める。

（放送法の一部改正）

第八条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第二十二條の二各号中「前条第四号」を「前条第三号」に改める。

（国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第十二条から第十五条までを削り、同法附則第十六条を同法附則第十二条とする改正規定及び附則第一項ただし書中「附則第十二条から第十五条まで」を「附則第九条から第十二条まで」に、「附則第十六条」を「附則第十三条」に、「附則第十二条と」を「附則第九条と」に改める。